

令和 2 年第 2 回定例会

九十九里町議会会議録

令和 2 年 6 月 2 日

九十九里町議会

令和2年第2回九十九里町議会定例会会議録

目 次

○招集告示	1
第 1 号 (6月2日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	5
○開会及び開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期決定の件	6
○諸般の報告	6
○行政報告	7
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
・議案第1号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
・議案第2号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
・議案第3号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
・議案第4号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算(第3号)	
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
・議案第5号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
・議案第6号 九十九里町基本構想について	

○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	3 6
・議案第 7 号 九十九里町町税条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	3 7
・議案第 8 号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
て	
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	3 8
・議案第 9 号 九十九里町重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	3 9
・議案第 1 0 号 九十九里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	4 0
・議案第 1 1 号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
て	
○議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	4 1
・議案第 1 2 号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	4 2
・議案第 1 3 号 九十九里町保育所設置条例を廃止する条例の制定について	
○議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	4 3
・議案第 1 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	
○報告第 1 号の上程、説明……………	4 5
・報告第 1 号 令和元年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
て	
○日程の追加……………	4 6
○請願第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	4 6
・請願第 2 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書	
○請願第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	4 7
・請願第 3 号 「国における 2 0 2 1 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する	

する請願書

○日程の追加	4 8
○発議第 1 号の上程、説明、採決	4 9
・発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について	
○発議第 2 号の上程、説明、採決	5 0
・発議第 2 号 国における 2 0 2 1 年度教育予算拡充に関する意見書について	
○日程の追加	5 1
○議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 2
・議案第 1 5 号 町長の給料の特例に関する条例の制定について	
○日程の追加	5 3
○発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
・発議第 3 号 新型コロナウイルス対策等に資するための九十九里町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について	
○閉会の宣告	5 5
○署名議員	5 7

令和2年第2回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月18日

九十九里町長 大 矢 吉 明

1 期 日 令和2年6月2日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和2年第2回九十九里町議会定例会会議録（第1号）

令和2年6月2日（火曜日）

令和2年第2回九十九里町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年6月2日（火）午前10時02分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 4号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 5号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第 6号 九十九里町基本構想について
- 日程第11 議案第 7号 九十九里町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 8号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 9号 九十九里町重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 九十九里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 九十九里町保育所設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第19 報告第 1号 令和元年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ

いて

- 追加日程第1 請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 追加日程第2 請願第 3号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 追加日程第3 発議第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について
- 追加日程第4 発議第 2号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書について
- 追加日程第5 議案第15号 町長の給料の特例に関する条例の制定について
- 追加日程第6 発議第 3号 新型コロナウイルス対策等に資するための九十九里町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について
-

出席議員 (14名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 西村みほ君 | 2番 | 小川浩安君 |
| 3番 | 原田教光君 | 4番 | 鎗田貴俊君 |
| 5番 | 中村義則君 | 6番 | 古川徹君 |
| 7番 | 浅岡厚君 | 8番 | 荒木かすみ君 |
| 9番 | 内山菊敏君 | 10番 | 善塔道代君 |
| 11番 | 細田一男君 | 12番 | 佐久間一夫君 |
| 13番 | 谷川優子君 | 14番 | 古川明君 |

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------|-------|--------|--------|
| 町長 | 大矢吉明君 | 副町長 | 鈴木浩光君 |
| 教育長 | 藤代賢司君 | 総務課長 | 木原正幸君 |
| 企画財政課長 | 戸村俊之君 | 税務課長 | 中川チエリ君 |
| 住民課長 | 中村吉徳君 | 健康福祉課長 | 作田延保君 |
| 社会福祉課長 | 山口義則君 | 産業振興課長 | 南部雄一君 |
| まちづくり課長 | 古川富康君 | 会計管理者 | 戸田佳子君 |

ガス課長	吉田洋一君	教育委員会 事務局局長	篠崎英行君
農業委員会 事務局局長	羽斗伸一君	教育委員会 事務局主幹	竹内秀樹君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	篠崎肇君	書記	伊藤さやか君
------	------	----	--------

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前10時02分

○議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和2年第2回九十九里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（内山菊敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

4番 鐘 田 貴 俊 君

12番 佐久間 一 夫 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議 長（内山菊敏君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3日までの2日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より3日までの2日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議 長（内山菊敏君） 本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は町長、大矢吉明君であります。また、町長より本定例会の説明者として委任した旨通知があった者は次のとおりです。

副町長、鈴木浩光君。教育長、藤代賢司君。総務課長、木原正幸君。企画財政課長、戸村

俊之君。税務課長、中川チェリ君。住民課長、中村吉徳君。健康福祉課長、作田延保君。社会福祉課長、山口義則君。産業振興課長、南部雄一君。まちづくり課長、古川富康君。会計管理者、戸田佳子君。ガス課長、吉田洋一君。教育委員会事務局長、篠崎英行君。農業委員会事務局長、羽斗伸一君。教育委員会事務局主幹、竹内秀樹君であります。

日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第1号から議案第14号、報告第1号の送付があり、これを受理しました。

また、本日までに受理した請願は、お手元に配付いたしました請願文書表のとおり、文教民生常任委員会に付託します。

◎日程第4 行政報告

○議長（内山菊敏君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、令和2年第2回九十九里町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

さて、世界各国で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、日本国内にも急速な勢いで蔓延し、4月7日に国から発令された緊急事態宣言は、千葉県を含む首都圏4都県においては、5月25日まで延長されておりました。

この間、町民の皆様には外出自粛や施設・店舗の休業、学校の休業などに御協力いただき、誠にありがとうございました。また、昼夜を問わず最前線で働いておられる医療関係者をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策に従事する全ての皆様に深く感謝申し上げますとともに、心から敬意を表します。

町では対策本部を設置し、過去にない見えざる敵との戦いに打ち勝つべく、感染予防及び感染防止対策に取り組んでおります。今後も町民の生活を支援するため、私のリーダーシップの下、職員一丸となってこの大きな危機に立ち向かってまいります。

一人一人の強い意志と行動が御自身の感染リスクを下げるとともに、大切な人や地域を守ることに繋がりますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様には引き続き感染リスクを避

ける行動や生活に、御理解・御協力をお願いいたします。

それでは、3月議会定例会以降の主な事業について、簡略に御報告申し上げます。

3月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模を縮小し、小・中学校の卒業式及びこども園の卒園式を行いました。

4月には、同様に規模を縮小し、中学校の入学式を行いました。

小学校の入学式については、感染者数の推移や山武郡市内の発生状況などを踏まえ、5月の連休明けに規模を縮小し、行いました。緊急事態宣言の解除を受け、小・中合わせて172名の新入生がようやく新しいスタートを切ることができます。

4月から5月に予定されておりました、毎年多くの来遊客で賑わう海開き式や、はまぐりマラソンは中止となり、観光立町を目指す本町としては痛恨の極みであります。この事態が一日も早く終息することを願うばかりでございます。

今年、昭和30年に九十九里町として町制を施行してから65周年を迎えた節目の年となります。この節目の年に、本町発展のために御尽力いただきました方々を表彰するとともに、九十九里町の65年の軌跡を称えるため、記念式典を開催する予定でしたが、現在、感染症の状況を踏まえ、実施方法について検討しておるところでございます。

各行事の中止や延期につきましては、何とぞ御理解の上、今後とも町政運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、今後の予定ですが、緊急事態宣言が解除された現時点においても、再発防止・感染拡大防止の観点から、3密の回避や都県をまたいだ移動の自粛が続いているため、全国各地で様々な行事やイベントが中止または延期となっております。

本町においても、行事などの開催については慎重な対応が必要となりますが、開催が決定した際には、議員の皆様方からも気運を高め、地域活性にお力添えを賜りますよう、より一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

続きまして、本定例会において御審議いただく議案及びその他の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を計上した国の補正予算（第1号）が令和2年4月30日に成立いたしました。

このうち、特別定額給付金事業及び子育て世帯への臨時特別給付金事業に迅速に取り組み、家計と子育て世帯を支援するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月

1日に、令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第1号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、報告し、その承認を求めるとのことです。

議案第2号 専決処分の承認を求めるとのことですが、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を実施し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月15日に令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第2号）及び令和2年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第1号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、報告し、その承認を求めるとのことです。

議案第3号 専決処分の承認を求めるとのことですが、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行されることに伴い、町税条例等の一部を改める必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日に九十九里町町税条例等の一部を改正する条例の制定を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、報告し、その承認を求めるとのことです。

議案第4号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,951万9,000円を追加し、予算の総額を72億3,666万2,000円とするものといたします。

歳出の補正につきましては、総務費の企画費で、地区コミュニティ環境施設整備事業補助金120万円、千葉県地域コミュニティ施設再建支援事業291万円、民生費の社会福祉総務費で、重度心身障害者等給付事業の対象者の拡充のため、重度心身障害者（児）医療扶助費255万円、リフト付きワゴン自動車351万1,000円、教育費の学校管理費で、体育倉庫設置工事279万9,000円などを増額いたします。また、4月の人事異動に伴い、欠員が生じている部署の会計年度任用職員に係る経費を増額いたします。

歳入の補正につきましては、国庫支出金の教育費国庫負担金で、文教施設災害復旧費国庫負担金（小学校費）188万4,000円、県支出金の総務費県補助金で、千葉県地域コミュニティ施設再建支援事業補助金291万円、民生費県補助金で、重度心身障害者等給付事業の財源として、重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金127万5,000円、諸収入の雑入で、リフト付きワゴン自動車「ゆうあい号」購入に伴う財源として、自治総合センターコミュニティ助成事業助成金340万円などを増額いたします。

これら歳入から歳出を差引きいたしますと、1,691万3,000円の財源が不足となることから、

財政調整基金繰入金を1,691万3,000円増額いたします。

議案第5号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ176万1,000円を追加し、予算の総額を21億6,976万1,000円とするものでございます。

国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われる場合で、療養のためその労務に服することができない者に対し、傷病手当金を支給するものでございます。

歳出の補正につきましては、保険給付費の傷病手当金で、傷病手当金176万1,000円を増額いたします。

歳入の補正につきましては、県支出金の保険給付費等交付金で、特別調整交付金分176万1,000円を増額いたします。

議案第6号 九十九里町基本構想についてでございますが、第4次九十九里町総合計画が、令和2年度に計画期間満了となることから、新たに令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とした第5次九十九里町総合計画を策定いたします。

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画から構成され、町の最上位計画として本町におけるまちづくりの指針となるものであることから、本町が目指すべく将来像及びまちづくりの方向性を示す基本構想について、九十九里町総合計画策定条例第5条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第7号 九十九里町町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえた、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、九十九里町町税条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得を見直しするため、九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号 九十九里町重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱の改正に伴い、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象者とするため、九十九里町重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号 九十九里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を踏まえた、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し傷病手当金を支給するため、九十九里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第11号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し傷病手当金を支給するため、九十九里町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

議案第12号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、介護保険法施行令の改正に伴い、低所得者の保険料軽減を強化するため、九十九里町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

議案第13号 九十九里町保育所設置条例を廃止する条例の制定についてでございますが、町立こども園がとようみこども園と、かたかいこども園の2園となり、未就学児の保育が確保されたことから、九十九里町保育所設置条例を廃止するものでございます。

議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてでございますが、固定資産評価審査委員会委員の鈴木智氏が、令和2年6月13日をもって任期満了となりますので、新たに並木千明氏を固定資産評価審査委員会委員として選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

報告第1号 令和元年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、令和元年度に予算計上した、農林水産業費の農業費で農業振興事業、土木費の道路橋りょう費で橋りょう補修事業及び住宅費で被災住宅再建支援事業、教育費の小学校費で豊海小学校施設整備費、片貝小学校施設整備費及び九十九里小学校施設整備費並びに中学校費で学校施設整備費、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費で災害復旧費について、それぞれ令和元年度内に事業が完了せず、支出が終わらなかったため、その繰越額や財源内訳を一覧にして報告するものでございます。

以上が議案及びその他の概要についてでございます。詳細につきましては、担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

(「議長、暫時休憩をお願いします」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 暫時休憩します。

(午前10時29分)

○議長(内山菊敏君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時31分)

◎日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(内山菊敏君) 日程第5、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番(谷川優子君) 13番、谷川です。

私は質問の前に、今回一般質問が自粛ということで、一般質問がなくなったという中で、コロナに関する要望をまず最初にしていきたいと思います。

国の第1次予算、地方創生臨時交付金1兆円分は、九十九里町には約9,800万円が交付されました。また、政府は5月27日の閣議で第2次補正予算を決定し、その中で、全国知事会が大幅な増額を求めていた地方創生臨時交付金を、さらに2兆円上積みするとしています。

今後、さらなる追加支援を行っていくこととなります。こういう中で、私は中小企業の経営支援を今回限りではなく、さらなる手厚い追加支援を行うように求めます。そして、このコロナ……

○議長(内山菊敏君) 谷川議員、質問があればですけども、議案の中で。

○13番(谷川優子君) ええ。だから、この議案に関しての質問はもちろんあるんですけども、この議案に対しての今後の町の姿勢を私は要望したいということで、予算に絡めて要望をいたします。

○議 長（内山菊敏君） 専決処分に対しての質問に。

○13番（谷川優子君） ええ。専決処分の質問もあるんですけども、結局この予算に絡めた、町のそういった、町に対しての要望を私はしたいと思っているので。

○議 長（内山菊敏君） 要望じゃなくて、質問を。

○13番（谷川優子君） いや、これは絡んでやっています。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

（午前10時40分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時41分）

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 5ページの中の民生費、子育て世帯への臨時特別給付金給付費についてお伺いいたします。

これはたしかゼロ歳から15歳までという……

（「再開したか」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） やりました。

○13番（谷川優子君） やっぱり議長がここを執るんだから、あまりにも周りの人が言い過ぎじゃないですか。これ、民主的な議会じゃないですよ。議長は皆さんが選んだ議長なんだから、議長をもう少し信頼しましょうよ。

○議 長（内山菊敏君） お願いします。引き続きお願いします。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） この子育て世帯への臨時特別給付金なんですけれども、現在15歳までということで説明を受けておりますけれども、18歳まで拡大にしたときには何人ぐらいが対象になって、幾らぐらい増額になるのか、お答えいただきたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） お答えさせていただきます。

この5月1日専決の子育て世帯への臨時特別給付金でございますが、国が示す対象者に対して、ゼロ歳から15歳まで、児童手当の支給対象者ということで設定されておりますので、

ここに対しての高校生の支給というものはございません。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

例えば、町単独で上乗せしながら18歳までの子供、医療費も18歳まで拡充されているわけなので、そういった考えはないのでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） お答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただいたとおり、国の規定に伴うこちらは支援事業でございますので、この部分での変更は特段考えておりません。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） これは今回専決処分ということで、そういうことなんでしょうけれども、今後18歳までのそういった拡充は考えているのか、いないのか、お答えください。

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） 繰り返しの御回答になってしまうんですが、この議案については5月1日専決の内容でございます。こちらについての部分では特段、国の規定を変えての支給というものは考えておりません。この後の議題のほうで、その辺についてはお答えさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。

反対討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 次に、賛成討論を行います。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

今回の専決処分は、全体的に新型コロナに関しての専決ということで、町のほうも全体的に国から来たお金を、給付金をうまく使っているなどということで、私はあえて反対はいたしません。

ただ、先ほど申し上げましたように、国の第1次補正予算、地方創生臨時交付金1兆円分は九十九里町に約9,800万円が交付され、また、政府は5月27日の閣議で、第2次補正予算を決定し、その中で、全国知事会が大幅な増額を求めていた地方創生臨時交付金をさらに2兆円上積みするとしています。今後、さらなる追加支援を行っていくことになります。私は、中小企業経営支援を今回限りということではなく、さらなる手厚い追加支援を行うように求めます。

大学生への支援について、政府の第2次補正予算では、大学生たちが要望しているように、授業料一律半額、免除は入りませんでした。新型コロナウイルスの感染拡大に関する学生団体の調査で、大学生らが約6割がアルバイトの収入が減ったり、なくなったりするとの結果です。

各地の自治体では独自に、大学生や大学院生、専門学生などへの支援を行っています。未来を担う若者への支援の手を差し伸べることを要望いたします。

また、学校教育問題では、ようやく学校が再開となりましたが、ともすると2か月に及ぶブランクを取り戻そうと、子供たちの詰め込みを強要することにもなりかねません。無理なく、ゆとりある教育を行っていただきたい。そのためにも、教育や学習指導員の追加配置などを努めていただき、必要な予算措置をぜひ行っていただきたいと要望します。

また、医療検査体制の問題。千葉県は、地域外来検査センター、PCR検査センターを10か所程度開設したいと言っていました。山武長生地域にはありません。安房地域では館山市長をはじめ4市長連名で、県知事宛てに南房総地域への地域外来検査センター、発熱外来を含む設置に関する要望を5月12日に提出しています。

九十九里町も、東千葉メディカルセンター設立団体としての責任を果たすべき今後の第2波、第3波に備え、山武長生地域にPCR検査センターを設置すべく、県に働きかけるよう要望します。

また、感染拡大が収まっているこの時期こそ保健所の機能を充実するように、県に働きかけてください。国や県などの予算が実際の支援、住民に結びつくよう、雇用調整助成金の相談は、分かりやすく周知の徹底をしてください。

持続化給付金についても、個人の事業者など、自分でオンライン申請ができない方もおります。御自身で電子申請を行うことが困難なために、5月12日、全国で申請サポート会場を開設しています。東金と茂原市の商工会の会場を地図入りで紹介しているようです。町が受け付ける制度ではない、国や県の制度であっても、ぜひこのような親切な案内を町のホームページ、その他で行っていただき、支援制度が真に住民の支援に結びつくよう、強く要望いたします。

また、次に国保などの傷病手当支給の関係です。政府のコロナ感染症緊急対策の中で、コロナウイルスの感染症に感染するなどした被用者に傷病手当を支給する市町村に対し、全額を国が特例的財政支援を行うというものです。このように、傷病手当に関しても拡充を強く要望して賛成いたします。

○議長（内山菊敏君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（内山菊敏君） 日程第6、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

すみません、9ページのまず予防費のところの予防接種の関係なんですけれども、先ほど質問ありまして、集団がん検診とか、そういうものがなくなったのは分かるんですね。それは分かるんですけれども、個別健診のほうへということが今話がありまして、防災無線とか、広報紙にも載っていますけれども、個別健診のほうはいつ頃、どのような形でできるのか、そこが今どのような検討をしているのか。

普通なら、乳がん・子宮がん検診と6月にやることなんですけれども、先延ばしになることだと思いますけれども、その個別健診をどのようにするのか教えていただきたいと思います。

そして、同じページの商工費の中小企業の緊急支援給付金、この間全員協議会でも詳しくは聞いたんですけれども、県の上乗せで10万ということで分かるんですけれども、県のほうの申請がよく分からないという方もいらっしゃるんですね。

国のほうも分からないって、持続化給付金が新聞等で見えても、個人事業の人がよく分からないという問合せが結構あって、町もせつかく給付金をするのに、それをまた手続するのかと、申請するのかという御相談があるんですね。

そういうことから、きちんとした記事とかはホームページで載せてくれるとか言うんですけれども、そうじゃなくて、チラシ等分かるようなものができないのか、そういう個人事業者さん、または中小企業さんに対して、もう少しこう分かりやすく教えてあげることができないのか、そこをお聞きしたいと思います。

それと、給食に関してなんですけれども、給食費のことは全然いいんです。ありがとうございます。よろしく願いいたします。高性能保温食缶の購入ということで、今はテレビ等を見ていると、給食に関しては、前は給食当番がこう給食を器へ入れてやっていたけれども、そうじゃなくして、一つ一つ袋に入ったりなんかしてというのがあるんですけれども、本町はどのような形をして給食をこれ、昨日から始めていますけれども、していつているのか、いくのか。

また、戻りまして、すみません給食とは、ちょっと違って、ごめんなさい。戻りますけれども、学校関係でいろいろ支援していただきましたけれども、先生に対しての支援というものはあるのでしょうか。

生徒には消毒とかマスクとかがあるけれども、先生に対しての支援、また、フェースシールドというんですか、そういうのをやっているのかどうか。そこまでやる必要ないのかは分かりませんが、そういった対応ってどうなのか、お聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、私のほうからはがん検診等、個別にどのように対応しているのかという点でお答えをさせていただきたいと思います。

がん検診は幾つかの種類があるかと思いますが、この中でまず前立腺がん検診につきましては、まず健康に不安のある方について、医療機関での受診を御案内しているところがございます。その他、骨粗鬆症、それから肝炎ウイルス等につきましては、保健所で実施しております簡易ウイルス検査の案内をするとともに、成人の歯科検診、これにつきましては歯科に関するセルフケアを周知し、必要に応じて医療機関の受診を専門ケア等々を案内しているところがございます。個別の問合せについては、個別にお答えをしております。

また、がん検診でございますが、胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診につきましては、現在個別で受診をしていただける医療機関と契約を進めております。内容が決定し次第、広く住民に周知をしまいたいと考えてございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 私からは、中小企業等緊急支援給付金についての質問に対してお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、県また国の支給制度がございます。個人事業者等においては、分かりづらいというお話も伺います。本町の制度につきましても、周知につきましては安心・安全メールですとか、町ホームページ、このようなものを使って周知に努めております。

また、商工会にも本町の制度の資料もお持ちしまして、中小企業者等への周知について御協力をいただいております。具体的な手続等については、それぞれのサポート窓口ですとか、そういったものも国においても開設されております。県の制度においても、窓口が開設されております。そういったところへの案内等を、事業者等には図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、給食関係でお答えをさせていただきます。

まず、食缶でございますが、大きい食缶、小さい食缶と分けまして、各クラス1つずつを全て購入するようにしてあります。この食缶ですが、夏休みの期間中ということで非常に猛暑になるというところから、コロナ以外の感染症も危惧される場所ですので、それに対応できるものを購入するというところがございます。

ただ、給食についてはなるべく手間のかからないように工夫をしながら、給食のメニュー

のほうを考えて提供していくということで対策を図っています。

それから、教職員の支援でございますが、養護教諭の先生に対しましては、防護服、フェースシールド、手袋等、そういった支援策を考えております。そのほかの教員につきましても今後、様々な対策が講じられることが予想されますので、そういったところに耳を傾けながら最善策を取っていきたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

がん検診の件、分かりました。今、個別の医療機関との契約をしている最中ということですので、そこが分かれば、そこに予約していくような形になるんでしょうかね。今、本当に熱が出たことでたらい回しになっているというのがあって、外来は受け付けないというところもいろいろあるので、このがん検診もしたくてもできないというところもあると思うので、そのところがきちんとどういう手順になるのか、予約していかなくちゃいけないのか、行ってすぐできるのかということも考えられるのかなと思いますので、そこもちょっと分かったら教えていただきたいと思います。

また、中小企業の支援のことですけれども、本当にすごいいいことをして、国も、県も、町もしてくれているのに、分からないというのが本当に残念なので、初め国のほうもオンライン申請のみみたいなことを言っていて、じゃ、パソコンできない人はどうするんだとかと、いろんな話が出ています。電話してもなかなか通じないと。

やはりまだまだ地方においては、こういうことは失礼ですけれども、なかなかうまくできないと聞いて分かるというのが多いと思いますので、一般新聞等でもいっぱい載っていて、教えてはくださっているんですけれども、聞いて分かるということもあると思うので、どこに問合せしたらいいというのが結構多いんですね。

だけれども、町はあくまでも国のことは、要するに、聞いても説明しないのか、聞かれたら、電話があったら丁寧に教えてあげるのか、ちょっとそこも確認させていただきたいと思います。国だから国というんじゃなくして、国のことは分からないんだけど、産業振興課のほうに電話したら教えてくれるよというふうに私たちが言っているものか、商工会に連絡したらここと教えてくれたよというのが分かるのか、ちょっとそこも教えていただきたいと思います。

また、給食に対しては分かりました。教員の先生たちも、やっぱり支援してあげるべきだ

と思いますので、どこで感染するか分からないので、やはりそういうところもやっていただければありがたいことだと思います。

給食のことも、分かりました。今、見ていると本当に手を使わないでというか、手じゃなくて、給食当番がこうやるんじゃないかと、もう本当にできたものを載せて、食事しているほかの自治体の等もありましたので、本町はどのようになっていくのかがちょっと分からなかったんですけども、おいしいものを提供してくださっていると思いますので、安全性を保ってよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと2点、保健のほうで教えてください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 個別のがん検診につきましては、住民個々の皆様方から、医療機関に対して予約をしていただくということになります。私どもといたしましては、なるべく選択肢を広げられるために、現在5か所の医療機関と調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 私のほうからお答えさせていただきます。

本町の制度に関しましては、問合せがあれば電話等での説明は十分させていただきたいと。本町の制度は、千葉県の上乗せとなっておりますので、本町の制度を利用する上では千葉県への申請が必要になりますから、その辺は分かる範囲で説明はさせていただきたいと考えております。

また、国の制度につきましては、私どもも資料等で分かる範囲のことはお伝えできるかと思いますが、具体的詳細の内容になりますと、国の制度でございますので、サポート窓口等の御案内になろうかと思ひます。御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

がん検診のほう、分かりました。よろしくお願ひいたします。

また、中小企業さん、個人事業者さんの支援のほう、分かりました。本当にせつかくでするので丁寧に、少ない人数の職員の皆さんが本当大変な思いをしていると思ひますが、やはりこの制度ができたので、制度というかこの事業ができたので、漏れなく渡れるように支援のほうをお願ひしたいと思ひます。

町のほうも、私が見る範囲は説明していますが、なかなかそういっぱいじゃないので、また議員の皆さんも多分説明はしていると思うんですけども、商工会の皆さん、そしてまた町の職員の皆さんには大変な思いをしていると思いますが、丁寧にぜひ説明のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） すみません、給食費のことで、小さなことですがお聞きしたいと思ひます。

緊急事態宣言が出て、急に取やめになったときの食材のロスとかは、業者がかぶったということなのかどうか、その辺ちょっと聞かせてもらいたいのと、もし第2波が来たときに、今回は一般財源から出ると思ひますけども、そういう意味で、この食品ロスの削減について、フードバンクとか流用できたりするのか、それとも、ただ廃棄になってしまうのか。そういうような、細かいことですが、どういうふうに扱っていくのかちょっとお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

今回の緊急事態宣言に伴いまして学校休業、それに伴う給食、食品のロスでございますが、本町においてはほとんどロスがなく進めております。

というのも、教育長の下いろいろな情報を仕入れまして、それに対してすぐさま対応を図り、給食事業のほうへ連絡をし、食材を止めていただいたというところで、ほとんどの食材ロスはありませんでした。

ただし、若干オレンジジュース等の食材があったわけですが、これはこども園の協力を得て、こども園のほうで提供をしていただくといったような形を取り、対応させていただきましたので、御理解をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

9ページ、6款1項2目13節の複写機借上料、これなんですけれども、多分コピー機のり

ース代だと思うんですけれども、これは新たに新しく借りたものなのか。新しく借りたものであれば、いつまでを予定しているのかお答えください。

それと、特別会計の給食費なんですけれども、給食費の4ページ、歳出の先ほど食中毒対策で、消耗品として219万8,000円計上されているんですけれども、保温器、これは材質等がどういうものなのか。今までのお話ですと、各教室に大小1つずつということで再利用をするようなものではないかというふうに思うんですけれども、その場合、これは備品だとか、資産には当たるんじゃないか。これ、消耗品として計上してありますけれども、消耗品でよろしいかどうか、その辺お願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 6款1項2目商工振興費の13節複写機借上料についてですが、今回の本町の中小企業等緊急支援給付金を進める上で、新しくリースいたしましたものでございます。

本町の受付期間、6月1日から想定しておりますので、昨日実は納入になったんですが、6月から10月末までのリース期間で計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） 今回の食缶の購入でございますが、材質につきまして、大まかに言いますとクーラーポットみたいな材質になっていまして、外はアルミになっているんですが、中は真空になっていまして、保温、保冷ができて、その食材を適温に保つというものでございます。

消耗品と備品というところでございますが、食缶ということで頻度激しいということから、消耗品で計上させていただきました。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡厚君） ありがとうございます。そうすると、今限りでもって、もう使わなく廃棄するというような。私はこれ、備品だとかそういうものに当たるんじゃないかと思ったんですけれども、その辺はいいですけれども、その辺だけお願いします。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） 今回の食缶につきましては、今後継続して使用してまいります。今までとの入替えということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

ちょっと広範囲にわたるので、款項目、ここはちょっと省かせていただきたいと思います。

先ほどから各項目の消耗品費の中で、体温計だとか、あるいはパーティション、こういったものを買っていくということですが、これだけの備えで十分なのか、どうなのか。

万が一、万が一ですけれども、このようなときに災害でも起きたときに、不足するようなものがないのか。そのようなことをちょっとあれば、ないのかちょっと確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

(午前11時23分)

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時25分)

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） それでは、今の古川議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の専決の中で、総務課としましては、非接触型の体温計とパルスオキシメーターということで、酸素濃度の分かるものを用意させていただいたところですが、これらは今現在所有しておりません。

今後、コロナ等の感染症が、避難する際などにも当然事前に確認をするということですが、まず入り口での仕分といいますか、そういうことをしなきゃいけない場面が想定できますので、今まで持っていなかったものを所持したいと、配備したいということでございます。6か所避難所がございまして、それぞれの規模に応じて数のほうは、傾斜配分を行いたいと。

数としますと、体温計のほうは24本、これを6か所に傾斜配分。パルスオキシメーターにつきましては12個、こちらのほうをそれぞれの避難所のほうには使えるように整備をしたいということで、今回私のほうからはこのような予算要望をして、物についてはこれから購入をして図っていくというものでございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 私どもが今回予算を計上させていただきました消耗品の中に、9ページ、予防費の中にございます消耗品について御説明をさせていただきます。

手前どもが備蓄をいたします防護服、それからマスクにつきましては、新型インフルエンザ等行動計画に基づいて、町民に対してワクチン接種を実施するために必要な規模を算出して備蓄をするものでございます。

具体的に申し上げますと、町が集団接種事業に御協力をいただいている4名の医師の方、これをベースといたしまして看護師5名、受付であるとか、事務員5名分と想定して、接種期間は20日間で予算化したものでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） よろしいですか。

教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、教育関係の消耗品でございますが、この中では各教室、職員室、来客用の投射型の体温計等々を購入してございます。

ただ、使用頻度によりまして、さらに消毒液等足らなくなる可能性はありますが、それにつきましては今後予算要求をさせていただいて、対応を図っていきたいと思います。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

私が言いたいのは、この9,800万の臨時交付金の中で、総枠の中で、この中で、この間も全員協議会の場合でも申し上げましたが、全部の金額を使っているわけじゃないですよ、総額を。

だから、その中でやはり備蓄できるもの、すぐにも配布できるもの、その辺を見込んでいたのかなということをお聞きしたかったんです。何が聞きたかったというのはね。

これは全部使い切っていたら何も言いません。200万余りの残額が出ているわけですよ、この交付金の中でもね。だから、やはりそういったもののためにも備えが必要だったのかなと思ひまして、そのようなお考えがなかったのかなと思ひまして、御質問したところでございますので、今後必要なものを取りそろえていただければということなので、よろしくお願ひいたします。

○議 長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議 長（内山菊敏君） 日程第7、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中川チェリ君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） ちょっと分からないのでお願いしたいんですけども、後ろから3ページのところの第54条第2項第4号の固定資産税の納税義務者等のところなんですけれども、この使用者が固定資産税を払っているということで、その規定になったんでしょうか。

例えば相続を受けていない親族であったりとか、他人であったりとか、そういうことなのかどうか。また、空き家になっている場合はどうなるのかとか、死亡されていると

いうことは相続が発生していない場合で、固定資産税を払っているよということなのかどうか。その件で、この規定が変わったことによる効果がどのようになるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、使用者が支払っているのかという最初の質問ですけれども、こちらにつきましては、これからそのように改正していくということになります。調査を尽くしても固定資産についての相続人が見つからない場合は、現に使用している方に固定資産税をお支払いいただくというようなふうに改正をするということになります。

空き家の場合ということは、その空き家を使用している人はいない状態になりますので、この空き家についてのものは相続人を探していった結果、どなたも見つからないということになりますと、課税をする対象は見つからないという状況になってしまいます。

現在、これによる効果というところで、誠に申し訳ありません。今ちょっとその辺のところは把握ちょっとし切れていないところでございます。

○議長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。

再開は午後1時です。

(午前11時43分)

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時56分)

◎日程第8 議案第4号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）

○議長（内山菊敏君） 議案第4号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

(提案理由説明)

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

それでは、8ページの歳出ですけれども、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費の中の、節でいいますと18節、千葉県地域コミュニティの施設、これは台風の被害ということで291万円でございますけれども、栗生納屋地区ほか8施設ということで先ほど報告があったと思うんですが、その8施設、ほかの7施設はどこなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それと、次ページの11ページになります。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の中の7節報償費の中で、学校のあり方検討委員会委員謝礼17万1,000円、これは何名分なのか、それと誰が検討委員会の中に入るのか教えていただきたいということと、続きまして、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、14節工事請負費、体育倉庫設置工事279万9,000円。これは台風の被害で飛ばされたあの倉庫だと思いますけれども、どのような建物、構造で造られるのか、そして、その設置場所はどこになるのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、私からは2款1項6目企画費、18節の千葉県地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金に係る対象の施設について、御説明をさせていただきます。

栗生納屋区民会館、不動堂納屋区民会館、真亀下農村協同館、水神山・新堀新田自治区民会館、中新田区民会館、屋形区民会館、新生公民館、北の下コミュニティセンター、荒生納屋コミュニティセンター。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず1点目、学校のあり方検討委員会の委員は何名かというところでございますが、20名でございます。構成ですが、学識経験者、地域住民代表者、町内各学校長、町内各こども園長、町PTAを代表する者、その他教育委員会が適当と認める者を20名という構成になります。

それから、片貝小学校の体育倉庫でございますが、既製品で軽量鉄骨造りでの建て替えというところで計上してございます。㎡数は37㎡の予定です。設置場所につきましては、今後の台風の風等を考慮しまして、南側に設置を予定しております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

そうしますと、最初の千葉県地域コミュニティ施設等の再建支援事業補助金ということで、ほかの7施設御紹介あったんですが、ほかの地区でも被害が出ているところはあると思うんですが、これは申請がなかったということで、それとも、この補助を受けるには必要な額に達していないからこの補助を受けられなかったのか、そのようなことがあるのか、ちょっと再度お聞かせ願いたいと思います。

それと、片貝小学校の体育倉庫設置場所を南側にとということでございますけれども、今まであった場所の体育倉庫の基礎がまだそのまま残っておりますけれども、またあれを再利用するのかなと思って、残したのかなと思いましたがけれども、それを何で残しちゃうのか、あそこに。それを教えていただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、千葉県地域コミュニティ施設等再建支援事業について御説明をさせていただきます。

本要綱につきましては、千葉県のほうで3月に制定されまして、その事務通知を受け、速やかに各自治区長さん宛てに、この旨の事業についての案内をさせていただいたところがございます。

その結果、お答えをさせてくれたこの施設について対象とし、支援事業を行ったところがございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） 既存の基礎の状況でございますけれども、子供たちが危なくないように鉄筋についてはカバーをさせていただいたところがございます。今、学校とも協議をしておりますが、今のところあの場所については、砂のストック、補強として下はコンクリートを打ってありますので、そういったことにも使用が可能だということで、砂のストック置き、ストック場として使っていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

施設、災害で受けたあそこの台風のほうは、全自治区には一応確認は取ってくれたということでもよろしいですね。体育倉庫のほうは砂を置く場所、そこの再利用を図りたいということもございますけれども、その間にも子供たちがけがするといけないので、また学校側にもカラーコーンでも何でも立てて、ロープでも張って、しっかりやっておいてくれということを示していただきたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

11ページ、9款2項並びに9款3項、小学校・中学校ですけれども、専決処分の中でもってある程度コロナ対策は行われていると思いますけれども、今回のこの補正の中に、そのようなものが1つも出てきていないんですけれども、職員の予防とか、児童への予防、それをどのように考えているのか。

必要になったときにまた補正を組むのか、それとも、もうこれ以上必要はないという考えでもって予算計上されたのか、お答えください。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） コロナ対策の予算計上というところでございますが、今後せんだって第2次補正予算が国の閣議決定をされております。予算が成立しましたら、それに基づき、さらにコロナ防止対策として、さらに消毒、そういったものの購入をその予算の中で計上していきたいと考えております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

では、今現在は足りているという考え方でよろしいのかどうかということですね。

それと、あと、国の基準に基づいて対策をしていくのか、それとも、町独自でもって何かしら考えているのか、お願いしたいと思います。

特に、国の施策のほうは子供たち、児童に対する施策は十分だと思うんですけども、それに接する教職員に対する補助というものがなかなか出てこないということです。その辺は町として予防対策をしていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っているんですけども、その辺の考え方を教えてください。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎英行君。

○教育委員会事務局長（篠崎英行君） 現在のコロナ対策の備蓄というところでございますが、マスク、消毒液、そういったものについては、先ほど専決処分の中で購入させていただいたもので、当分の間は補充しなくてもできるというところです。

今後の対策等につきましても、さらに国から示された内容に基づいて、その予算をうまく活用しながら対策防止に努めていきたいと思っておりますので、御理解よろしくお願いたします。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

国だけじゃなくて、やっぱりその地方地方、また九十九里は九十九里に合った施策をしていかないといけないと思っておりますので、十分注意していただきたいと思っております。

特に、先ほども言いましたけれども教職員に、この方が、先ほどの中学校の件もありますけれども、休業して休むということは学校全体の休業になってしまいますので、十分注意し

ていただきたいと思います。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 14ページ、会計年度職員以外の職員というところで、補正前、補正後、138人は変わらないんですけども、先ほどから説明のあったところで、総務課がお辞めになった、住民課がお辞めになった、社会福祉課、まちづくり課、教育って、会計年度職員に変わったような感じで説明があったと思うんですけども、この辺のことがちょっとよく分からないので教えてください。

それと、このお辞めになった、退職された方等はどういう年齢層とか、どれぐらいの年度でお辞めになっているとか、もし分かれば教えてください。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） それでは、ただいまの荒木議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、職員の採用につきましては、昨年の暮れまでに不足人数についての採用を進めておったところですけども、その後の年度末に向けた中で、急遽、退職を希望する者が数多く発生したということで、新年度の職員の配置をするに当たって、どうしても配置不足の箇所が発生してしまったというのが現実でございます。

それらを軽減するために、会計年度任用職員ということで、パートタイム、フルタイム、それぞれあるんですけども、それぞれの部署の職務に応じた形で採用をさせていただいたということでございます。

退職した職員につきましては、経験年数の10年くらいある者から、入って1年と、いろいろな職員がいると、それぞれに経験年数には差があるということですが、それ以上誰というのは、この場ではちょっと控えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） これだけちょっと退職される方がいるということは、やっぱり働きにくい環境がないかということについていつも心配をしておりますので、そういうことを調べていただいたりとか、目を光らせていただいたりということをしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 令和2年度九十九里町一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり決すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議 長（内山菊敏君） 日程第9、議案第5号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

住民課長、中村吉徳君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第6号 九十九里町基本構想について

○議長（内山菊敏君） 日程第10、議案第6号 九十九里町基本構想についてを議題といたします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

今回、私が一番感心をしたというか、11ページの持続可能な開発目標の中で、国連の動きに対応してという下で、8つの優先課題の中に、貧困、飢餓、初等教育、女性、幼乳児、それから疾病と環境とこれは書いてあって、今回ジェンダー平等の問題が載っていますけれども、私たしか3年ぐらい前の3月議会で、このジェンダー平等の問題、一般質問で行ったと思うんですけれども、このジェンダー平等の実現について、具体的に私は幾つか一般質問の中で提案したと思うんです。

例えば、お金、特別財源をかけなくても、申請書の書類の男女というのを取り除くとか、あるいはパートナーシップ条例の制定をと、あと、子供のジェンダー問題、つまり、平等、多様化ということで、子供に対しても学校教育できちんとやってほしいというような要望をしたんですけれども、具体的にこういった町として計画の中にきちっと入れて入っているということは、大変私も感心をしたんですけれども、ただ、書いているだけじゃなくて、そ

ういったすぐにでも対応できる問題も幾つかあると思うんですけども、行政のほうはどのように考えているのか。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

御質問のSDGsという形での表記を今回基本構想の中で、議会の中でもいろいろ取り上げ、その議会の意見を踏まえまして、こういった形で載せさせていただいたところでございます。

誰一人取り残さない、持続可能で多様性とそういった包摂性のある社会の実現のためというものの考え方に基づいたものでございまして、こういったところの取組は世界的、やはり日本にとってもその辺の動きは、非常に積極的に進んでいると私も認識しているところでございます。

今後、こういったものを旨としまして、基本計画のほうに具体的に御審議を受けながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

ぜひ進めてほしいと思います。このジェンダー問題、LGBTの問題はやはり平等、あるいはいろんな多様化の問題、価値観の問題も含めて、これは今日明日で子供たちがその教育ということで考えても、教育を含めてぜひ積極的に対応していただきたいと思います。まず、お金、財源がかかからなくてもできることから、まず始めていただきたいと思います。

終わります。

○議 長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

総合計画に関しては、このまま進めていただきたいと思うんですけども、1点、19ページの第7章まちづくりの課題の中の（2）のところで、下から3行目、「ワークショップでは、全国ブランドである九十九里の情報発信力の強化が提言されています。独創性のある情報を発信し、いかに個性あるまちにしていくかが問われており、それは町民が誇りを持って暮らしていけるまちづくりでもあります。」とありますけれども、この情報発信力ということで、これはワークショップの中でも話があつて、情報発信というのは、独創性のある町だ

けのことじゃなくしても、いろんな災害に関して、また、今の新型コロナウイルスに関して、情報発信ってすごく必要だと思うんですね。

多分、ワークショップというのは町民さんたちのお声があった中の文章だと思うんですけども、これは総合計画の中には入れていただいてありがたいんですけども、今さっき谷川議員がおっしゃったように、今できることもあると思うので、今というか、こういう情報発信をどの課がするかというのはこれからの話合いですけれども、どんどん発信をしていただきたいと思います。

今はSNSを活用している人が結構いるので、ホームページだけではなく、どんどんそういったSNSを活用しながら、町のその生かしたものの発信とか、災害、またはこの新型コロナウイルスに関してでもどんどん発信を、そのための発信力だと思いますので、やっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。今現在、発信ってすぐできることはやれないでしょうかね。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの情報発信についての御質問にお答えをさせていただきます。

本町では、今すぐできることということでのお話がございましたが、昨年からSNSでの九十九里町のいろいろな風景だとか、特色のあるもの、そういったものを配信して始めているところでございます。

アンケート調査の中でも、九十九里という地名は全国的に有名だと。ただ、発信力がやはり足りないという意見があったということで、私も非常に勉強になっているところでございますけれども、やはりこういった九十九里というブランドを生かしながら、その積極性をかいま見て、いろいろと今後検討し、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 九十九里町基本構想についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号 九十九里町町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（内山菊敏君） 日程第11、議案第7号 九十九里町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中川チェリ君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 九十九里町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について

○議 長（内山菊敏君） 日程第12、議案第8号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中川チエリ君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

この今回の改正案なんですけれども、基礎課税額が61万から63万まで上がると。対象となる人が、どのくらいいるのか。それと、九十九里町は所得の低い人が大体100万、200万の人が7割、8割ぐらいだと思うんですけれども、あと、その16万から17万円で、加入者への影響、負担増というのはどうなんでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） ただいまの御質問にお答えいたします。

61万円から63万円、対象者はどのくらいいるのかという御質問ですが、今年度につきまして、コロナウイルス感染症の影響で、税務署の申告がまだ完全に終わっていない状況でありまして、住民の所得の状況を完全に把握できている状況ではありません。

この改正につきましては、昨年も改正をしているわけなんですけれども、この影響を受け、限度額に引っかかるという世帯が20世帯弱です。引上げによる影響を受ける世帯というのも、1世帯から2世帯でなかろうかというところで踏んでおりますが、まだ実際に把握できている状況ではありませんので、去年の状況等から推測するとそのくらいではなかろうかと思われれます。

以上で回答は大丈夫でしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） いずれにしても、負担増になる住民がいるということだけは確かですよね。ただ、人数が今はまだ分からないと。分かりました。

○議長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号 九十九里町重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（内山菊敏君） 日程第13、議案第9号 九十九里町重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

社会福祉課長、山口義則君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号 九十九里町重度心身障害者医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は2時15分です。

(午後 2時01分)

○議長(内山菊敏君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時15分)

◎日程第14 議案第10号 九十九里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(内山菊敏君) 日程第14、議案第10号 九十九里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

住民課長、中村吉徳君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第10号 九十九里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長(内山菊敏君) 日程第15、議案第11号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第11号について、提案理由の説明を求めます。

住民課長、中村吉徳君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第11号 九十九里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第12号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長(内山菊敏君) 日程第16、議案第12号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第12号について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、作田延保君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第12号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第13号 九十九里町保育所設置条例を廃止する条例の制定について

○議長（内山菊敏君） 日程第17、議案第13号 九十九里町保育所設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案第13号について、提案理由の説明を求めます。

社会福祉課長、山口義則君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号 九十九里町保育所設置条例を廃止する条例の制定についての採決を行います。

本件につきましては、条例に定める重要な公の施設の廃止を伴う案件のため、地方自治法第244条の2第2項及び議会の議決に付すべき公の施設の独占的利用等に関する条例第3条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意が必要な特別多数議決となります。

また、特別多数議決の場合、議長にも採決権が付与されております。私も採決に加わることとなりますので、御了承願います。

本件について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、この採決は出席議員の3分の2以上の要件を満たしておりますので、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意
を求めることについて

○議長（内山菊敏君） 日程第18、議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案第14号について、提案理由の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてでございますが、固定資産評価審査委員会委員の鈴木智氏が令和2年6月13日をもって任期満了となりますので、新たに並木千明氏を固定資産評価審査委員会委員として選任するものでございます。

並木氏は、本町職員として永年勤務され、税業務も経験があり、固定資産に関する知識が豊富であります。また、地域の実情にも詳しく、地域住民からの人望も厚い人格者であり、固定資産評価審査委員会委員として適任でありますので、選任するに当たり議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、鏑田貴俊君。

○4番（鏑田貴俊君） 本議案に決して反対するものではありませんけれども、候補者選任に至った背景といたしますか、考え方についてお尋ねしたいと思います。

候補者の方は、先ほどお話もありましたけれども、この履歴書にあるとおり40年以上も役場職員として奉職しておりまして、その選任対象の方の経験、知識、人格とも申し分ない方とは私も認識しております。したがって、決して選任に異論を挟むものではありません。

また、略歴に掲載されているとおり、青少年相談員としての経歴を踏まえても、現在の社会福祉協議会評議員、教育委員もまさに適任と考えます。しかしながら、私は、本件固定資産評価審査委員会の業務そのものについては、知識はそれほどではありませんが、現在の2つの委嘱業務とは若干畑違いではないかということには分かります。

今、国とか社会的な流れはダイバーシティーといたしますか、多様な人材の登用、あるいは多様な意見を反映させるということが一つの流れとしてあるわけです。そこで、今回の3つ

の業務を委嘱するということの重複ということに関して、お考えをお伺いしたい。

○議長（内山菊敏君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） ただいまの御質問にお答えいたします。

固定資産評価審査委員は、地方税法に基づきまして、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、また、固定資産の評価について学識経験を有する者のうちということになっております。

この中から選任するということで、なかなかこういった方を見つけるのが難しい状況もございます。税務課に在籍していた職員、知識のある職員をお願いしてきているところが今までのところでございます。

今回、並木千明氏については議員もおっしゃっていたように、ほかの委員も受けたりとかしているところがございますけれども、こういった観点から、この学識経験を有する者ということで並木氏をお願いしているところがございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（内山菊敏君） 4番、鎗田貴俊君。

○4番（鎗田貴俊君） 分かりました。余人に代え難しという御回答かと思うんですが、併せまして、町内というか、こういう委嘱業務で、議会を除いて、町民の方に3つ以上委嘱しているような事例がほかにあるのかどうか、参考にお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

（午後 2時35分）

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時36分）

○議長（内山菊敏君） 総務課長、木原正幸君。

○総務課長（木原正幸君） ただいまの鎗田議員の質問でございますが、ちょっと手元に資料は持ち合わせてございませんので、複数の委員を受けている方と、どれぐらいいるかというのはちょっとこの場でお答えできないのですが、先ほど今回の件でも税務課長がお話しましたように、重複する場合においては条例であったり、法律のほうであったり、そういうものの中で規定されていて重複できないというようなものであれば、それは厳に外すというこ

とになりますけれども、そうでない場合においては、目的を達成するために必要ということで判断をして、上程をさせていただいておるものというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） よろしいですか。ほかに質問ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり同意されました。

◎日程第19 報告第1号 令和元年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（内山菊敏君） 日程第19、報告第1号 令和元年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第1号について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

（趣旨説明）

○議長（内山菊敏君） 報告案件でありますので、これで終結いたします。

暫時休憩します。

（午後 2時43分）

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時44分）

◎日程の追加

○議長（内山菊敏君） お諮りいたします。

ただいま文教民生常任委員会委員長から、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書及び請願第3号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について委員会審査報告があり、これを受理いたしました。

請願第2号及び請願第3号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号及び請願第3号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2とし、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書

○議長（内山菊敏君） 追加日程第1、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

文教民生常任委員会の審査の結果について、文教民生常任委員会委員長から報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長、中村義則君。

（文教民生常任委員会委員長 中村義則君 登壇）

○文教民生常任委員会委員長（中村義則君） 中村です。

報告いたします。文教民生常任委員会に付託されました「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について、請願の趣旨及び内容について本委員会で慎重審議した結果、採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告い

たします。

○議 長（内山菊敏君） 文教民生常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） これですべて討論を終わります。

これより採決いたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 請願第3号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書

○議 長（内山菊敏君） 追加日程第2、請願第3号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

文教民生常任委員会の審査の結果について、文教民生常任委員会委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長、中村義則君。

（文教民生常任委員会委員長 中村義則君 登壇）

○文教民生常任委員会委員長（中村義則君） 中村です。

報告いたします。文教民生常任委員会に付託されました「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について、請願の趣旨及び内容について本委員会で慎重審議した結果、採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告

いたします。

○議 長（内山菊敏君） 文教民生常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時50分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時50分）

◎日程の追加

○議 長（内山菊敏君） お諮りいたします。

ただいま中村義則君ほか6名から、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について及び発議第2号 国における2021年教育予算拡充に関する意見書についてが提出されました。

発議を配付いたします。

(発議配付)

○議 長(内山菊敏君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 配付漏れなしと認めます。

発議第1号及び発議第2号を日程に追加し、追加日程第3及び追加日程第4として、議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号及び発議第2号を日程に追加し、追加日程第3及び追加日程第4として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第3 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

○議 長(内山菊敏君) 追加日程第3、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

文教民生常任委員会委員長、中村義則君。

(文教民生常任委員会委員長 中村義則君 登壇)

○文教民生常任委員会委員長(中村義則君) 中村です。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について。

この請願は毎年提出されておりますので、意見書(案)の朗読は省略させていただきます。

よって、配付された意見書(案)のとおり、地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年6月2日。

九十九里町議会議長、内山菊敏様。

提出者、九十九里町議会議員、中村義則。賛成者、荒木かすみ、古川明、谷川優子、古川徹、鏝田貴俊、小川浩安。

別紙のとおり意見書を関係大臣に提出いたしますので、よろしく願います。

○議 長(内山菊敏君) 本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これ

に御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 発議第2号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書
について

○議長(内山菊敏君) 追加日程第4、発議第2号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

文教民生常任委員会委員長、中村義則君。

(文教民生常任委員会委員長 中村義則君 登壇)

○文教民生常任委員会委員長(中村義則君) 中村です。

発議第2号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書について。

この請願は毎年提出されておりますので、意見書(案)の朗読は省略させていただきます。

よって、配付された意見書(案)のとおり、地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年6月2日。

九十九里町議会議長、内山菊敏様。

提出者、九十九里町議会議員、中村義則。賛成者、荒木かすみ、古川明、谷川優子、古川徹、鏑田貴俊、小川浩安。

別紙のとおり意見書を関係大臣に提出いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長(内山菊敏君) 本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

発議第2号 国における2021年度教育予算拡充に関する意見書についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は3時15分です。

（午後 2時57分）

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時12分）

◎日程の追加

○議長（内山菊敏君） お諮りいたします。

ただいま町長大矢吉明君から、議案第15号 町長の給料の特例に関する条例の制定についてが提出されました。

議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（内山菊敏君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 配付漏れなしと認めます。

これを日程に追加し、追加日程第5とし、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第5 議案第15号 町長の給料の特例に関する条例の制定について

○議長（内山菊敏君） 追加日程第5、議案第15号 町長の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第15号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、木原正幸君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第15号 町長の給料の特例に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 3時17分）

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時17分）

◎日程の追加

○議長（内山菊敏君） お諮りいたします。

ただいま古川徹君ほか6名から、発議第3号 新型コロナウイルス対策等に資するための九十九里町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてが提出されました。

議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（内山菊敏君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 配付漏れなしと認めます。

これを日程に追加し、追加日程第6とし、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第6とし、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第6 発議第3号 新型コロナウイルス対策等に資するための九十九里町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（内山菊敏君） 追加日程第6、発議第3号 新型コロナウイルス対策等に資するための九十九里町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

発議第3号について、提案理由の説明を求めます。

6番、古川徹君。

（6番 古川 徹君 登壇）

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

発議第3号 新型コロナウイルス対策等に資するための九十九里町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び九十九里町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和2年6月2日提出。

九十九里町議会議長、内山菊敏様。

提出者、九十九里町議会議員、古川徹。賛成者、九十九里町議会議員、古川明、同、浅岡厚、同、中村義則、同、鎌田貴俊、同、原田教光、同、西村みほ。

新型コロナウイルス対策等に資するための九十九里町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について。

新型コロナウイルス対策等に資するための九十九里町議会議員の期末手当の特例に関する条例を次のように制定する。

令和2年6月2日提出。

九十九里町議会議長、内山菊敏。

それでは、提案の理由を述べさせていただきたいと思います。

町内の中小企業や、個人、また個人事業主が減収、減益で苦しんでいる中、我々議会でも町、そして町民に対し何ができるのか。国の支援もありますが、町独自で支援できることもこの議会でも考え、この国難とも言えるこの災害に、私たちの身を切る改革も必要じゃありませんでしょうか。

新型コロナウイルス等から町民を守るために、マスクやフェースシールド、そして消毒液、段ボールベッドや段ボールトイレ等を配布、備蓄するなど、町民の感染対策及び防災対策も含めた中に対する支援の一部に充てていただきたいため、令和2年6月における九十九里町議会議員期末手当について、特例として九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づき、支給すべき額からその100分の10に相当する額を減額しようとするものでございます。

どうか議員の皆様方には御協力いただき、また、御賛同いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

ただいま発議に対しての趣旨説明がありましたが、先ほどの補正予算の審議の中でも、それぞれ担当課の課長からも答弁がありましたが、備蓄並びに在庫というのかな、蓄え等ではできているとあった中で、町長も先ほど発議がありましたけれども、私は国からの支援があった中で、本町は十二分に補正を組んだ中、それに対して我々、私も含めた同僚議員の手当を

削減してコロナ対策、あるいは防災対策に資するという目的で手当等10%を削減するという
ことに対して、私は反対をいたします。

○議 長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

発議第3号 新型コロナウイルス対策等に資するための九十九里町議会議員の期末手当の
特例に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長（内山菊敏君） 以上で今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、これをもって今期定例会は閉会としたいと思います。これ
に御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、これをもって令和2年度第2回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでございました。

閉 会 午後 3時26分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 内 山 菊 敏

署 名 人 鐘 田 貴 俊

署 名 人 佐 久 間 一 夫